

平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成28年11月30日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成28年11月30日(水)午後3時50分 開会

1. 平成28年11月30日(水)午後4時25分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 高橋敏英	3番 青柳宗五郎	4番 高橋 猛
5番 小松栄治	6番 橋本五郎	7番 阿部則比古	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 鎌田 正	11番 安藤 武	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 千葉 健	15番 八柳良太郎	16番 熊谷隆一

計 16名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美 副管理者 門脇光浩 副管理者 松田知己 監査委員 坂本昇一
消防長 森川正明 事務局長 堂本義則 消防次長 辻邦明 大曲消防署長 齊藤聡
角館消防署長 高橋宏和 消防本部総務課長 鈴木良則 介護保険事務所長 藤井直樹
管理課長 伊藤忠彦 介護保険事務所参事 久米正 管理課主席主査 藤田貴
管理課主席主査 奈良ルミ子 管理課主査 高橋拓樹

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 高橋拓樹

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第22号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

(3) 議案第23号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

(4) 議案第24号 平成27年度決算の認定について

議 長 (千葉健君)

それでは、ただ今より平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 (栗林次美君)

招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。

去る、11月8日に告示された任期満了に伴う美郷町長選挙におきまして、松田知己町長が再選を果たされましたこと、心からお祝いを申し上げます。

松田町長には、先日行われました正副管理者会議において、引き続き当組合の副管理者に就任していただきました。これまでと同様に大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願いを申し上げますとともに、広域行政に対しましてよろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日、平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案3件及び平成27年度決算認定1件の合計4件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。

はじめに、消防関係についてであります。

消防本部・大曲消防署新庁舎建設につきましては、実施設計について11月22日に完成品が提出されております。この内容について議会終了後、全員協議会を開催していただき、説明いたしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、庁舎本体と合わせて行っております高機能消防指令センター実施設計業務は12月16日に完成予定であります。

次に、6月の議会臨時会で議決を頂きました角館消防署配備の「水槽付消防ポンプ自動車水Ⅱ型」につきましては、現在、石川県金沢市の長野ポンプ株式会社で艀装を行っており、平成29年1月下旬に納車予定であります。また、東分署に9月28日配備されました高規格救急自動車は、高度救命用資機材等の訓練を終え、10月21日正午から運用を開始しております。

次に、8月24日に愛媛県松山市で開催された第45回全国消防救助技術大会につきましては、当広域消防から、はしご登はんの部に1名、ほふく救出の部に1隊3名、ロープ応用登はんの部に1隊2名、合わせて3隊6名が出場し、いずれも入賞を果たしております。

次に、来年度の消防職員の採用につきましては、上級職は7月24日に、初級職は9月18日に1次試験を実施し、2次試験を上級職は8月22日・23日に、初級職は10月19日・20日にそれぞれ実施しております。最終合格者は、上級職5名を9月13日に、初級職7名を11月4日に発表しております。出身市町別では、大仙

市5名、仙北市1名、美郷町4名、秋田県内1名、秋田県外1名となっております。

管理者部局の事務職員の採用試験につきましては、8月28日に1次試験、9月29日に2次試験を実施し、10月13日、4名の最終合格発表を行っております。

次に、山菜取り遭難についてであります。9月から10月にかけて山菜取りによる行方不明者が発生し、当消防本部では地元警察の要請に応え警察官、市職員、消防団員等と合同で捜索活動に当たっております。本年は、昨年より1件多い、9件9名の捜索事案が発生しており、9名全員を発見しておりますが、残念ながら、このうち1名は、死亡して発見されております。

次に斎場関係について申し上げます。

昨年11月から本年10月末までの1年間の3斎場の利用件数は2,091件となっており、昨年度の同時期と比較して74件、3.7%増となっております。これは、西仙北火葬場の閉場によるものが要因と思われまます。

地域別の利用を見ますと、特に中仙地域では、これまで約8割の方が北部斎場を利用しておりましたが、昨年度は5割、今年度は5割を下回っており、中央斎場を利用する方の割合が増えております。

中央斎場の利用方法につきましては、火葬炉前での水のお供えについてご要望が出されておりましたが、火葬炉前は、台車と衝突や怪我などの事故が発生する危険がございます。来場者の安全と事故防止のため、炉前ホール横のスペースに、新たに3台の遺影台を設置し、これまでより火葬炉に近い場所で水のお供えができるよう11月23日から利用方法を変更しております。また、待合室にも遺影台を設置しておりますので、これまでどおり、待合室での水のお供えもできるようにしております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

平成28年9月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、47,193人であり、要介護認定者数は10,078人、サービス利用者は、9,221人、給付額は約12億5,730万円となっております。

次に、平成26年9月5日付けで、事業者指定の取消処分を受けた「訪問介護事業所NPOのはな」の不正請求分の返還が終了しましたので報告いたします。

請求期間は、時効の関係から、平成24年8月から平成26年9月までの26カ月であります。

利用者55人に対する、不正件数は1,580件、505万5,890円のうち保険者への返還金が455万301円と、これに係る加算金約40%、182万110円の合計637万411円を受領しております。

このほか書類不備による返還金が約2千万円ありますが、月々の返済計画に基づき平成31年7月までに完済される予定であります。

次に、地域密着型サービス開設事業者の公募についてであります。

構成市町の11月1日号の広報誌で、平成29年度内に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」、仙北市はこれに加えて、「小規模多機能型居宅介護」を開設する事業者の公募を行い、12月9日に事業者説明会を開催致します。

その後、申請書類の審査や現地調査などを行い、平成29年3月に開催される地域密着型サービス運営委員会にお諮りし、指定内示を行う予定で進めて参ります。

次に社会福祉法人水交会について申し上げます。

かわ舟の里角間川の改築につきましては、9月20日に同施設において住民説明会を行っております。14名の方が参加されており、「工事車両の出入り口はどこになるのか。」「夜間工事はするのか。」などの質問が出されております。

今年度事業の支障物撤去・既存車庫解体につきましては、11月2日までに完了しており、平成30年11月30日までの3カ年計画で実施する造成工事につきましては、指名競争入札の結果、金額4,860万円で大仙市の(株)荒屋舗建設が落札しております。また、地中熱に関する補助金につきましては、29年度の本工事に向けて調査を行う為の試堀費用に536万円の補助内示を頂いており、来年1月31日までの工期で工事を行う予定であります。

木造建築に対する補助金は、実施計画書を12月中に提出し、内示が出されるのは来年3月と伺っております。

最後になりますが、平成29年4月からの「廃棄物処理の広域化に係る準備室」開設に伴い、当組合同規約の「組合の共同処理する事務」の内容に変更カ所が生じております。規約を変更するためには地方自治法第290条の規定に基づき、構成市町の議会の議決が必要であることから、構成市町の12月定例会への上程をお願いしておりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げますが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (千葉健君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、5番、小松栄治君、6番、橋本五郎君、7番、阿部則比古君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」をいたします。

「平成28年度 例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「議案第21号」、日程第5「議案第22号」の2件を一括議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長（堂本義則君）

はい、議長。

議案第21号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第22号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第21号をご説明申し上げます。

本案は、平成28年度人事院勧告に基づき、給料表と勤勉手当の支給割合、扶養手当の額の改定を行うものであります。

はじめに給料表の改定についてであります。

民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を平均0.2%、金額にして400円引上げる改定を行うものであります。また、初任給と若年層につきましては、民間との間に大きな差があることを踏まえ1,500円引上げるものであります。

次に、勤勉手当の支給割合の改定についてであります。

民間のボーナスの支給状況等を踏まえ、一般職が年間支給月数「1.6カ月」から「0.1カ月」引き上げて「1.7カ月」とし、再任用職員が「0.75カ月」から「0.05カ月」引き上げて「0.8カ月」とするものであり、今年度は12月支給分を引き上げるものであります。

また、平成29年度改定としまして、一般職及び再任用職員とも年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

次に、扶養手当の額の改定についてであります。

配偶者に係る手当額を現在の13,000円から他の扶養親族と同額の6,500円に引き下げ、子に係る手当額を現在の6,500円から10,000円に引き上げるものであります。ただし、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、29年度と30年度で段階的に実施するものであります。

この改正は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでありますが、平成29年6月以降の勤勉手当の支給割合の変更及び扶養手当の改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第22号についてご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任副管理者の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合の専任副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に合わせることでありますが、大仙市において、人事院勧告に準じ引上げ改定が行われたことから、大仙市に倣い、期末手当の年間支給月数を「3.15カ月」から「0.1カ月」引上げて、「3.25カ月」とするものであります。

また、平成29年度改定としまして、一般職と同様、年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

この改正も、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでありま

すが、平成29年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第21号と議案第22号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長

(千葉健君)

ただ今、説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第23号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議案第23号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、介護保険料に係る延滞金の算定方法を明記するため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合では介護保険事業開始当初、構成市町村でありました旧14市町村において、税に係る延滞金の徴収が統一されていなかったことから、介護保険料に係る延滞金を徴収しないこととして運用して参りました。

しかしながら市町村合併後の現在は、すべての構成市町において税の延滞金を徴収している実情から、介護保険料についても同様に徴収できるよう、地方税法に規定する延滞金の計算方法に倣い、算定方法を明記するものであります。

議案説明資料の5ページ、延滞金額算出方法のイメージ図をご覧頂きたいと思っております。

改正の1つ目としまして、指定期限までに保険料を納付しない場合に発生する延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付金額に1,000円

未満の端数があるときはその端数金額を、又はその納付金額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

次に、この金額に、条例に規定されております納付までの期間に応じた割合を乗じて延滞金を計算します。

2つ目として、この延滞金の確定額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、又はその延滞金全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるというものであります。

この改正は、圏域住民、金融機関等への周知期間が必要なことから、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第23号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長

(千葉健君)

説明が終了しました。

これより質疑を承ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第23号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第24号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。元吉副管理者。

副管理者

(元吉峯夫君)

はい、議長。

議案第24号「平成27年度決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と介護保険特別会計の平成27年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成27年度大曲仙北広域市町村圏組一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりであります。去る9月14日、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊の監査委員から提出されました審査意見書のとおりであります。

それでは、議案説明資料 7ページの歳入歳出決算総括表をご覧いただきます。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額29億4,523万3千円に対し、収入済額が29億4,871万2,898円であり、予算現額との比較では347万9,898円の増となっております。この増額の要因であります。斎場使用

料や危険物貯蔵設備検査手数料、消防から県などへの派遣職員人件費交付金などが増となったためであります。

一方、歳出は、支出済額が29億2,585万5,160円で、予算に対する執行率は99.3%、不用額は1,937万7,840円、歳入歳出差引額は2,285万7,738円となっております。

歳出では、人件費が72.9%を占めているほか、主な事業といたしましては、8ページに記載のとおり、民生費はかわ舟の里角間川の改築に係る土地購入787万6千円、斎場費は中央斎場移転改築事業の繰り越し分として1億8,574万1千円、3斎場の火葬炉等設備補修工事が1,114万5千円となっております。また消防費では、補助事業の大曲消防署配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車購入が3,790万8千円、単独事業の西分署配備の高規格救急自動車購入が3,296万2千円、協和分署の庁舎外壁・ホース乾燥塔塗装工事が257万円、西仙北分署の庁舎外壁塗装工事が138万2千円、中仙分署の庁舎屋根塗装工事が154万4千円となっております。

次に、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額171億4,464万1千円に対し、収入済額が172億7,210万6,640円であり、予算現額との比較で1億2,746万5,640円の増となっているほか、不納欠損額が2,199万7,720円、収入未済額が6,067万1,023円であります。なお、不納欠損額と収入未済額は全額介護保険料であります。

歳出は、支出済額が170億1,883万5,324円で、執行率99.3%、不用額は1億2,580万5,676円であり、歳入歳出差引額は2億5,327万1,316円となっております。

歳出の主な内訳は、介護給付費が全体の約93.7%を占めるほか、介護予防を中心とする地域支援事業費や基金積立金等が主なものであります。また、8ページに記載のとおり主な事業といたしましては、補助事業のマイナンバー制度対応ID連携サーバ購入の887万8千円であります。

歳入歳出差引額の内訳であります。この中には保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成28年度において、国、県、支払基金に対して約1億3,500万円ほどの返還が生じること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付費の財源約8,800万円などが含まれていることから、実質的な翌年度への繰越額は約2,800万円ほどとなるものであります。

平成26年度と比較し、歳入で約4,900万円(0.28%)の増、歳出は約1億9千万円(1.13%)の増であります。これは、特定入所者介護サービス費や高額医療合算介護サービス費等の増加による保険給付費や、前年度給付費の精算による国・県・支払基金への償還金の増等に伴って、歳入歳出ともに増額となったものであります。

次に、各会計を合算した総額であります。収入済額が202億2,081万9,538円、支出済額が199億4,469万484円で、収入済額に対する支出済額の割合は98.6%、歳入歳出差引額は2億7,612万9,054円とな

り、同額が翌年度に繰越しとなるものであります。

次に、9ページをお開き願います。組合の公債費の状況であります。27年度中の元金償還金額は6,846万7,633円であり、決算年度末の未償還元金の額は1億8,266万3,689円であり、これは統合分署建設、救急車購入、指令センター構築など全て消防関係の事業債であります。

次に、財政調整基金の内訳であります。

平成26年度末現在高は1億4,020万128円、27年度中の取崩額が2,637万4千円、積立額が6,375万7千円で、27年度末の現在高は1億7,758万3,128円であります。

10ページと11ページは、不用額の内訳であります。

一般会計の不用額は、1,937万7,840円で、その主なものは、斎場の燃料費や電気料など衛生費約560万円、消防費の人件費など約985万円であります。

介護保険特別会計の不用額は1億2,580万5,676円で、その主なものは介護サービス量が見込みを下回ったことによる保険給付費で約9,800万円、市町委託料の実績減に伴う地域支援事業費で約1,300万円であります。

以上で、平成27年度決算の概要説明を終わりますが、介護保険料につきましては、前年度と比較して、不納欠損額は約210万円ほど増加し、収入未済額は約70万円ほど減少しております。その年によって増減額に多少の差はありますが、負担の公平性を保つよう、今後も可能な限り未納解消に努めるとともに、引き続き介護保険制度の周知についても取り組んでまいりたいと存じます。

以上、平成27年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計の決算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (千葉健君)

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第24号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成28年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。